

雇用保険受給中に

就職または事業を開始した場合

就職または事業を開始したときは、就職日の前日の開庁日にあなた自身が来所し、前日までの失業認定を受けます。12番窓口
「雇用保険受給資格者証」「失業認定申告書」「採用証明書」
(用意できない場合は後日郵送も可)を提出してください。

就職日前日に来所できない場合は、、、

就職日前日の開庁日に来所できない場合は、「就職日以降に指定されている認定日」の「次の認定日の前日」までに来所してください。

「就職」とは？

就職は「雇用保険の加入資格を満たしている場合」や「契約期間が7日以上雇用契約等で、週の所定労働時間が20時間以上かつ、週の就労日が4日以上」の場合です（受給資格者のしおりP1、17をご覧ください）。

雇用保険の加入資格を満たさない場合や、週20時間未満の仕事の場合は、求職活動を2回以上行ったうえで次回認定日に来所してください。